

Deloitte.

デロイト トーマツ



各国・地域の税制概要とホットトピックス マレーシア

令和5年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ 税理士法人

2024年1月



目次

マレーシアの税制概要

法人税コンプライアンス	4
課税所得計算	5
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	8
進出・撤退時の留意すべき課税関係	9
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	11
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	12
法人課税にかかる各種優遇税制措置	14
PE課税-PE類型	17
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	18

ホットトピックス	19
----------	----

Pillar2の法制化状況について	22
-------------------	----

マレーシアの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要	24
-----------	----

LF/MFの概要	25
----------	----

国別報告書の概要	26
----------	----

最近の移転価格調査におけるトピックス	27
--------------------	----

移転価格税制の動向	28
-----------	----

マレーシアの税制概要

法人税コンプライアンス

管理支配がマレーシアにおいて行われている場合に居住者とされ、マレーシア国内源泉所得に原則24%の税率で課税される。また、課税期間の2か月目から毎月15日以内に中間納付を行わなければならない。

法人所得税

居住者	管理支配がマレーシアで行われている場合、法人は居住者とされる。
居住者の課税範囲	マレーシア国内源泉所得
税率	24%（一定の要件を満たす中小企業には、課税所得のうち15万MYRまでは15%、15万MYR超60万MYR未滿の課税所得（最大45万MYR）については17%の税率が適用され、残りの部分には24%の税率が適用される。
課税期間	暦年 ただし、会計期間が暦年とは異なる場合には、通常は会計期間が課税期間となる。
申告納付期限	課税期間終了後7か月以内

例：12月決算の場合

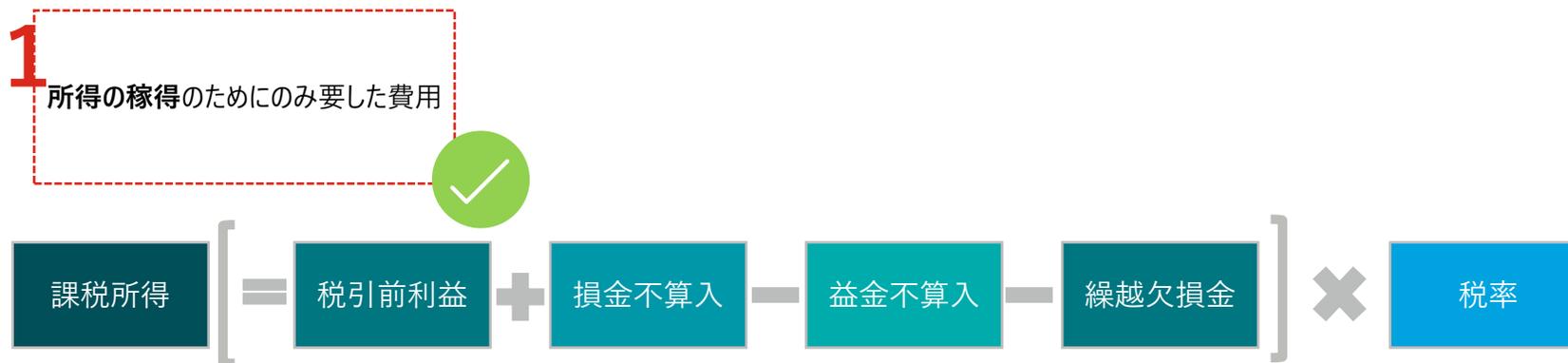


中間納付	<ul style="list-style-type: none"> 課税期間の開始日の少なくとも30日前までに、その年に納付すべき税額の見積もりを提出しなければならない（新設法人は、設立日から3か月以内に提出しなければならない）。法人は、当初見積税額として、前年の見積税額又は修正見積税額の85%以上の金額を提出する必要がある。 中間納付は、課税期間の2か月目から毎月15日以内（新設法人の場合、課税期間の6か月目から）に支払わなければならない。 法人は、課税期間の6ヶ月目又は9ヶ月目に修正見積税額を提出することができる。 その年に納付すべき税額が見積税額又は修正見積税額を30%超上回る場合には、その上回る部分について10%のペナルティが課される。
時効	税務当局が更正を行う期間は5年（移転価格に対するものは7年）
連結納税制度	<ul style="list-style-type: none"> なし、ただしグループ・リリーフ制度あり。 法人（事業開始後3年以内の法人に限る）が一定の条件を満たす場合に、調整後損失の70%を限度として、関係会社の所得と相殺することができる。損失は3年間繰り越すことが可能である。
税制改正	原則として10月前後に改正案が発表され、その後12月末までに成立し、1月1日から施行される。

課税所得計算（1/3）

損金性が認められる費用について

- 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。

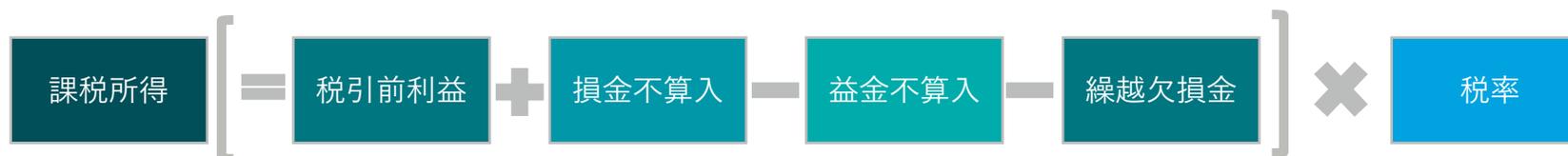


損金算入項目

- 損金不算入として、留意すべき項目の代表例

減価償却費等	会計上の償却費は、原則として損金算入が認められない。ただし、一定の資本的支出については、税務上の減価償却費（Capital Allowance）により損金算入が認められる。	支払利子	■ 借入金が所得の稼得のために使用される場合には支払利子は損金の額に算入される（投資目的で使用される貸付金に係る支払利子は事業所得から控除することはできないが関連する投資所得からは控除可能）。 ■ 過大支払利子税制により、クロスボーダー融資に係る支払利子の損金算入はEBITDAの20%までに制限されている。
交際費	原則として接待等のために要した費用の50%は損金の額に算入されない。ただし、社内交際費や売上に直結する一定の交際費に関してはその全額を損金の額に算入することができる。交際費には飲食費、接待費、これらに関連する旅費及び宿泊費等が含まれる。	寄附金	原則として寄附金は損金の額に算入されない（認定寄附金は総所得の10%までは損金算入が可能）。
貸倒引当金	原則として貸倒引当金繰入額は損金の額に算入されないが、一定の条件を満たせば貸倒損失は損金の額に算入される。	開業費等	開業費や設立費といった開業前の費用は損金の額に算入されない。

課税所得計算 (2/3)



益金算入項目

- **益金不算入** として、留意すべき項目の代表例

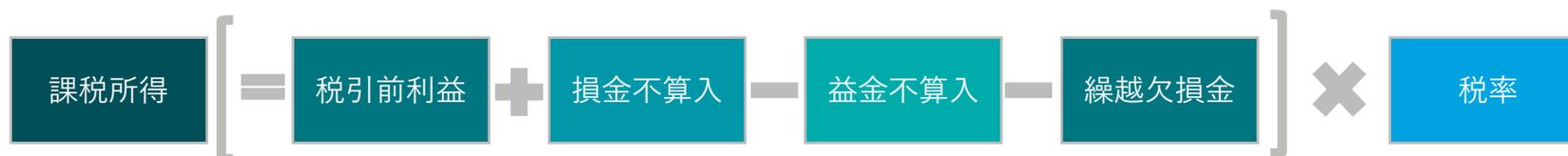
受取配当	受取配当金は非課税であるため 益金不算入 となる。
キャピタルゲイン	<ul style="list-style-type: none">■ キャピタルゲインには法人所得税が課されない。■ 2024年3月1日以後における非上場株式の譲渡から生じるキャピタルゲインに対して法人所得税が課税されることが予定されている。■ 法人所得税とは別に、不動産（不動産化体法人株式を含む）の譲渡から生じるキャピタルゲインに対しては、不動産譲渡益税が保有期間に応じて10～30%の税率で課される。

共通項目

- **損金不算入** **益金不算入** として、留意すべき項目の代表例

為替差損益	為替差益は、 実現利益 である場合には 益金の額 に算入されることとなり、 為替差損 は 実現損 である場合には 損金の額 に算入される。 一方で、 資本取引 から生じる 為替差損益 は 実現・未実現 にかかわらず、 益金・損金不算入 となる。
-------	--

課税所得計算 (3/3)



■ 繰越欠損金 について

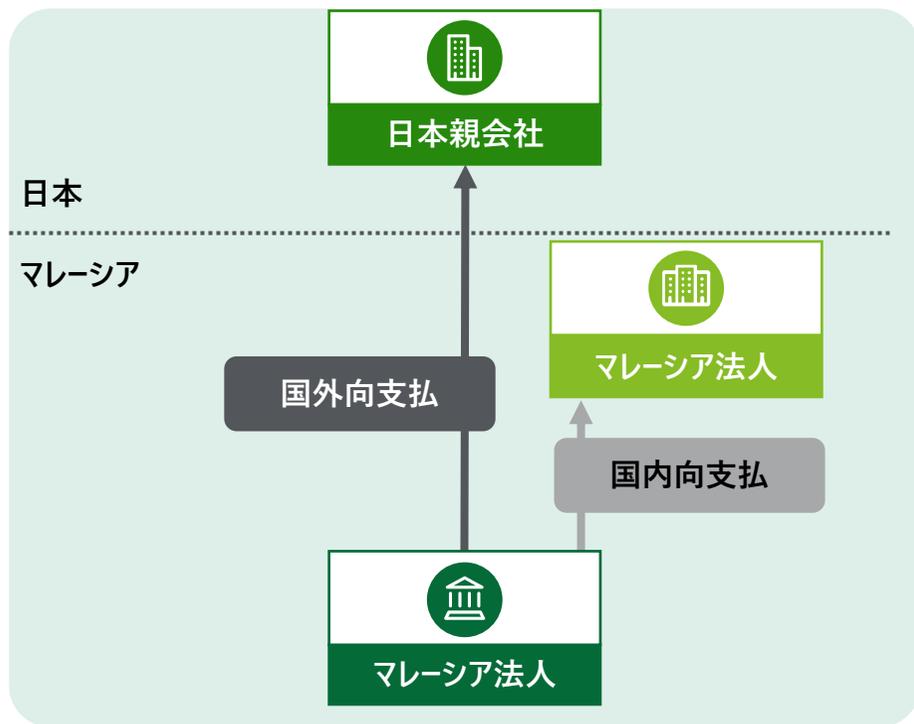
欠損金等	繰越期限	<ul style="list-style-type: none">■ 10年間の繰越が認められる。■ 2018年及びそれ以前に生じた欠損金については2028年まで繰り越すことが可能である。■ 当年度の事業損失についてはいずれの所得との相殺も可能であるが、繰越された欠損金については事業所得との相殺のみが認められる。
	繰戻し	認められない。

■ 税率 について

税率	原則24%（中小企業には以下の優遇措置が適用される場合がある。）
----	----------------------------------

中小企業優遇措置	<ul style="list-style-type: none">■ マレーシアで設立された居住法人で、総事業所得が5,000万MYR以下の基準期間の期首において普通株式の払込資本金が250万MYR以下であり、かつ普通株式の払込資本金が250万MYRを超える法人に関連しない法人（直接間接を問わず50%以上の持株関係がない法人）■ 中小企業は、課税所得のうち15万MYRまでは15%、15万MYR超60万MYR未満課税所得には17%の優遇税率が適用され、残りの部分については24%の標準税率が適用される。■ 中小企業は、事業開始後2年間は見積税額の提出及び中間納付をする必要がない。
----------	--

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税



	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法	租税条約	
利子	0%	15%	0/10%(*1)
配当	0%	0%	5%/15%(*2)
使用料	0%	10%	10%

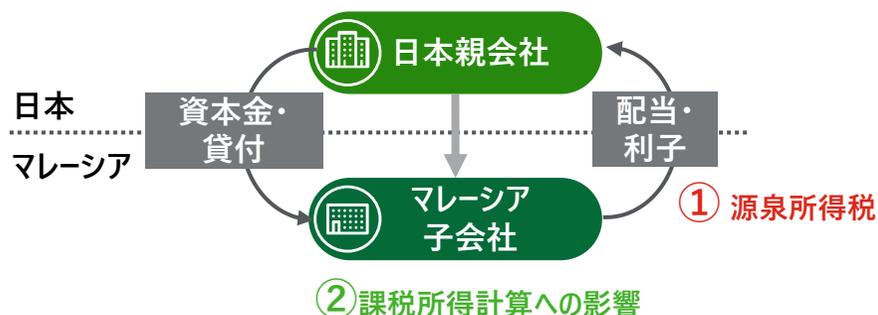
(*1) 政府系の金融機関等については、0%が適用される。

(*2) 配当が支払われる日の属する事業年度終了の日から遡って6か月継続して議決権のある株式の少なくとも25%を保有している場合は5%の制限税率が適用され、それ以外の場合は15%が適用される。

- 日本への送金に対しては、日・マレーシア租税条約又はマレーシア国内法により、以下の税率が適用される（特典制限条項(Limitation on Benefit: LOB)はない）。
 - ✓ 配当：0%（国内法の税率が租税条約の税率よりも低い）
 - ✓ 利子：10%（租税条約の税率）
 - ✓ 使用料：10%（国内法の税率と租税条約の税率が同じ）
- 日本法人のマレーシアの支店が日本本社へ送金する場合には、上記の源泉税は課されない。

進出・撤退時の留意すべき課税関係 (1/2)

進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



① 源泉所得税 日本親会社

マレーシア国内法上、マレーシア法人から非居住者である日本親会社に対して支払われる配当は、**源泉税の対象とならない**。一方で、支払利子については、マレーシア国内法に基づき**15%の源泉税が課される**。ただし、日・マレーシア租税条約の適用が認められる場合、**10%の制限税率に軽減されることとなる**。

対価を受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	0%	10% (*)

(*) 日・マレーシア租税条約の制限税率を記載。

② 課税所得計算への影響 マレーシア子会社

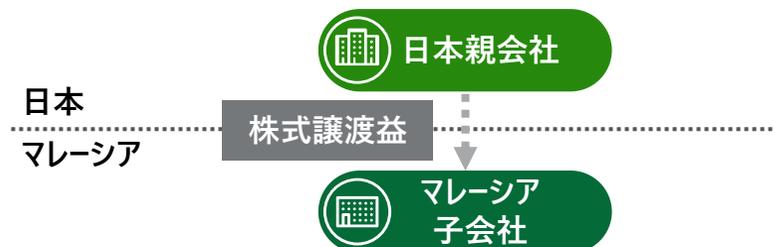
2019年1月1日より**過大支払利子税制**が導入され、2019年7月1日以後に開始する事業年度から施行されている。これにより**クロスボーダー融資に係る支払利子の損金算入はEBITDAの20%までに制限される**。

この規定は、クロスボーダー融資を受けた法人で、**その融資に係る支払利子の合計額が基準期間において50万MYRを超える場合に適用される**。

制限された支払利子超過額は**全額が控除されるまで繰り越して使用することが認められている**。

進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



■ マレーシアにおけるキャピタルゲイン課税

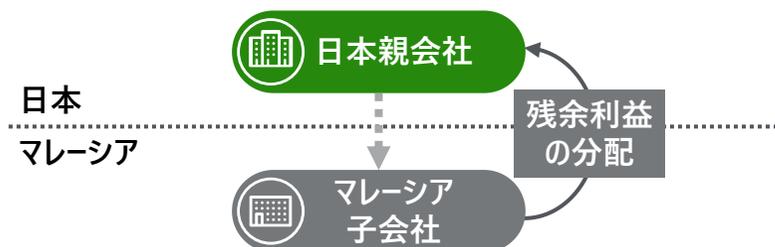
🏢 日本親会社

キャピタルゲインは、マレーシアにおいて法人所得税の課税の対象とはならない。

2024年3月1日以後における非上場株式の譲渡から生じるキャピタルゲインに対して法人所得税が課税されることが予定されている。

不動産に係るキャピタルゲイン（保有する有形固定資産のうち75%以上が不動産で構成される等の一定の不動産保有法人の株式を含む）は不動産譲渡益税の対象となる。

清算時の残余利益に対する課税



■ マレーシアにおける配当課税の有無

🏢 日本親会社

清算前に行われる事前配当について、株主に課税は生じない。

清算時の残余財産の分配は資本の払戻しとして取り扱われ、課税の対象とはならない。

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

子会社は全世界所得に課税される一方で、支店はマレーシア国内源泉所得に課税される。また、子会社からの配当については源泉税が課されず、支店からの利益送金には源泉税は課されない。

	 子会社 (現地法人)	 支店
課税所得の範囲	全世界所得	マレーシア国内源泉所得
法人所得税 適用税率	24% (一定の要件を満たす中小企業は、課税所得のうち60万MYRまで 優遇税率が、残りの部分には上記通常税率が適用される)	24%
申告手続き	課税期間終了後7か月以内	同左
利益の還流	配当源泉税は課されない	利益送金に源泉税は課されない
サービス収入に係る 源泉所得税	対象外	PEに帰属するサービス収入には13%の源泉税が課される (ただし、所得税額控除が適用できる)

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税（1/2）

課税物品については売上税が、課税サービスについてはサービス税が課される。全ての課税事業者は課税期間終了の翌月末日までに売上税・サービス税を申告納付しなければならない。

	売上税	サービス税
税率	10%（標準税率） 5%（例：加工食品、建築資材、事務機器） 免税（例：食料品、医療品） ※課税対象は多岐にわたり、変更も頻繁に行われるため、関税局のホームページの最新情報を確認することが推奨される。	6%（標準税率） 例えば、ホテル宿泊、レストラン、クラブ、専門家サービス（法務、会計、コンサルティング、ITサービス、デジタルサービス等）、ゴルフ、ゲーム、クレジットカード、保険、通信、広告、電力等がサービス税の対象となる。
課税対象取引	登録製造業者がマレーシアで製造した物品およびマレーシアに輸入された課税物品が対象となる。	マレーシアにおける課税サービスの提供及び輸入された課税サービスが対象となる。
登録事業者	課税物品の製造業者は、過去又は将来の12か月間に製造した課税物品に係る収益が50万MYRを超える場合には、登録しなければならない。	所定の課税サービスを提供する者は、過去又は将来の12か月間における課税サービスに係る収益が50万MYRを超える場合には、登録しなければならない。
課税期間	原則2か月（関税局により指定される） 輸入サービスの場合、そのサービスの提供を受ける者がサービス税の登録を受けていないときは、1か月	
申告期限及び納付期限	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全ての登録事業者は、課税期間終了の翌月末日までに売上税・サービス税を申告納付しなければならない。 ■ 登録事業者は、消費者から受領した売上税及びサービス税をマレーシア関税当局に対して支払うこととなる。 ■ 輸入品の場合は、輸入者が売上税を支払義務を負い、税関を通過する際に支払うことが求められる。 ■ 全ての登録事業者は全ての課税取引に関する記録を7年間保存することが義務付けられている。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 製造された課税物品の販売、課税サービスを提供する登録事業者は、インボイスを発行する必要がある。 • 付加価値税とは異なり、売上税・サービス税は仕入税額控除の仕組みを有さない。発生した売上税・サービス税は、免除を享受するかサプライチェーンの次の段階に転嫁されない限り、会社の負担となる。 	

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税 (2/2)

従業員の雇用に係るコスト等

マレーシアには健康保険や介護保険はないが、雇用主は社会保障掛金を支払わなければならない。

従業員積立基金 (EPF: Employees Provident Fund)

- 60歳未満の従業員：
 - 雇用主：給与の12%
 - (月給5,000MYR以下の場合、給与の13%)
 - 被雇用者：最低拠出額は11%
- 60歳以上の従業員：
 - 雇用主のみ：給与の4%

*上記の料率は、マレーシア国民と永住者にのみ適用され、駐在員についてEPFを拠出することは義務付けられていない。

社会保障機構 (SOCSO: Social Security Organisation)

- 第一分類 (60歳未満の従業員)
 - : 労働災害および就業不能保険
 - 雇用主：月給の1.75% (最大86.65MYR)
 - 被雇用者：拠出額は0.5% (月給5,000MYRが上限)
- 第二分類 (60歳以上の従業員、外国人労働者)
 - : 労働災害保険
 - 雇用主のみ：月給の1.25% (最大61.90MYR)

雇用保険制度 (EIS: Employee insurance scheme)

- 雇用主：月給の0.2% (月給5,000MYRが上限)

印紙税

- 印紙税は様々な文書に課されている。
- 税率：0.1%~4% 又は定額 (金額や文書による)
- 例：株式譲渡の場合、譲渡価格または時価のいずれか高い方に0.3%の印紙税が課される。

国境をまたぐデジタルサービスへの課税

- 2020年1月1日より、マレーシア消費者に対して外国のサービス事業者が提供するデジタルサービスには、サービス税が課されている。
- 「デジタルサービス」とは、インターネット等を通じて提供されるサービスであって、情報技術を利用しなければ得られず、かつ、サービスの提供が本質的に自動化されているものをいう。
- 外国のサービス事業者は、過去又は将来の12か月間におけるデジタルサービスに係る収益が50万MYRを超える場合に、課税事業者として登録しなければならない。
- デジタルサービスに対するサービス税の税率：6%
- 課税期間：3か月
- 課税事業者として登録された全ての外国のサービス事業者は、申告書を提出し、課税期間の末日の翌日までにサービス税を納付しなければならない。

法人税にかかる各種優遇税制措置 (1/3)

項目	対象企業	優遇措置内容						
A. パイオニア・ステータス Pioneer status (A.又はB.のいずれか)	奨励活動に参加している企業又は奨励物品を生産している企業（製造業者）	<ul style="list-style-type: none"> ■ パイオニア・ステータスを付与された会社は、以下の通り法人所得税の減免を受けることができる。 <table border="1" data-bbox="928 382 1935 525"> <thead> <tr> <th>法人所得税の減免</th> <th>法人所得税の減免期間</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額又は一部 (一定の条件を満たす場合、全額)</td> <td>5年間 (一定の条件を満たす場合、10年間)</td> <td>法定所得の70% (一定の条件を満たす場合、全額)</td> </tr> </tbody> </table> ■ 2019年度より、パイオニア事業から生じた損失はパイオニア・ステータスの終了時から最長7年間繰り越すことができる。 	法人所得税の減免	法人所得税の減免期間	控除限度額	全額又は一部 (一定の条件を満たす場合、全額)	5年間 (一定の条件を満たす場合、10年間)	法定所得の70% (一定の条件を満たす場合、全額)
法人所得税の減免	法人所得税の減免期間	控除限度額						
全額又は一部 (一定の条件を満たす場合、全額)	5年間 (一定の条件を満たす場合、10年間)	法定所得の70% (一定の条件を満たす場合、全額)						
B. 投資税額控除 Investment Tax Allowance (A.又はB.のいずれか)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 投資税額控除の適用期間・金額は以下の通りである。 <table border="1" data-bbox="928 674 1935 816"> <thead> <tr> <th>優遇税率適用期間</th> <th>対象となる金額</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年間 (一定の条件を満たす場合、10年間)</td> <td>適格資本的支出の60% (一定の条件を満たす場合、全額)</td> <td>法定所得の70% (一定の条件を満たす場合、全額)</td> </tr> </tbody> </table> ■ 控除しきれなかった金額は全額を使用するまで繰り越して使用することができる。 	優遇税率適用期間	対象となる金額	控除限度額	5年間 (一定の条件を満たす場合、10年間)	適格資本的支出の60% (一定の条件を満たす場合、全額)	法定所得の70% (一定の条件を満たす場合、全額)
優遇税率適用期間	対象となる金額	控除限度額						
5年間 (一定の条件を満たす場合、10年間)	適格資本的支出の60% (一定の条件を満たす場合、全額)	法定所得の70% (一定の条件を満たす場合、全額)						
C. 再投資控除 Reinvestment Allowance (A.及びB.の適用を受けない場合)	設立後36か月以上経過している居住法人かつ製品の製造又は多角化に関する既存事業の拡張、近代化又は自動化のための適格事業を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再投資控除の適用期間・金額は以下の通りである。 <table border="1" data-bbox="928 939 1935 1033"> <thead> <tr> <th>優遇税率適用期間</th> <th>対象となる金額</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年間</td> <td>マレーシアで使用される工場又は機械に係る資本的支出の60%</td> <td>法定所得の70%</td> </tr> </tbody> </table> ■ 2019年度より、未使用の控除額は適用期間の終了時から最長7年間繰り越すことができる。 	優遇税率適用期間	対象となる金額	控除限度額	15年間	マレーシアで使用される工場又は機械に係る資本的支出の60%	法定所得の70%
優遇税率適用期間	対象となる金額	控除限度額						
15年間	マレーシアで使用される工場又は機械に係る資本的支出の60%	法定所得の70%						
D. 特別再投資控除 Special Reinvestment Allowance	「再投資控除」の適格期間を満了した企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 左記の対象企業に対して、再投資控除制度を適用できる期間が2年間延長され2024年までとなった。(従来の2022年までの適用期間が2年延長) 						

法人税にかかる各種優遇税制措置 (2/3)

項目	対象企業	優遇措置内容																					
<p>新規投資への優遇 Special Tax Incentive under PENJANA Program</p>	<p>① マレーシアに既存の製造拠点を持たない新規企業、海外からマレーシアへ製造拠点を移す企業及びマレーシアで新規事業を開始する企業</p> <p>② マレーシアに既存の製造拠点を有する企業で、新たにマレーシア国外から製造拠点を移し、新たな事業セグメントを創出する外国又は現地企業</p>	<p>■ ①の場合：以下の通り、法人所得税の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="928 337 1628 469"> <thead> <tr> <th>製造部門への新規投資</th> <th>法人所得税の免税期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3～5億MYR</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>5億MYR超</td> <td>15年</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ ②の場合：以下の投資税額控除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="928 525 1628 615"> <thead> <tr> <th>製造部門への新規投資</th> <th>対象となる金額</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3億MYR超</td> <td>適格資本的支出の金額</td> <td>法定所得の全額</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ また、製造業に加えて、テクノロジーソリューション、クラウドコンピューティングの基盤技術、研究開発・設計開発、医療機器の研究所・臨床試験など、一定の価値の高いサービス活動もインセンティブの対象となる予定である。</p> <table border="1" data-bbox="928 748 1628 881"> <thead> <tr> <th>対象企業</th> <th>法人所得税の優遇税率</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規企業</td> <td>0～10%</td> <td>最高10年</td> </tr> <tr> <td>既存企業</td> <td>10%</td> <td>最高10年</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 現在、この税制の対象となる新規事業は電気・電子分野の製造業等であり、優遇措置を受けるためには2024年12月31日までにMIDA（マレーシア投資開発庁）に対して申請を行わなければならない。（他業種に対する募集は終了している）</p>	製造部門への新規投資	法人所得税の免税期間	3～5億MYR	10年	5億MYR超	15年	製造部門への新規投資	対象となる金額	控除限度額	3億MYR超	適格資本的支出の金額	法定所得の全額	対象企業	法人所得税の優遇税率	対象期間	新規企業	0～10%	最高10年	既存企業	10%	最高10年
製造部門への新規投資	法人所得税の免税期間																						
3～5億MYR	10年																						
5億MYR超	15年																						
製造部門への新規投資	対象となる金額	控除限度額																					
3億MYR超	適格資本的支出の金額	法定所得の全額																					
対象企業	法人所得税の優遇税率	対象期間																					
新規企業	0～10%	最高10年																					
既存企業	10%	最高10年																					
<p>グリーン投資税制 Green Investment Tax Allowance</p>	<p>省エネルギー等の適格グリーン活動を行うために、登録された一定の資産を取得した企業</p>	<p>■ 適格グリーン活動又はプロジェクトに対する資本的支出について、法定所得の70%を限度として投資税額控除が認められる。</p> <p>■ 適用を受けるためには、2023年12月31日までにMIDAが申請を受理する必要がある。</p>																					
<p>グリーン所得税免除 Green Income Tax Exemption</p>	<p>グリーンテック・マレーシアによって認証される等一定の要件を満たすプロジェクトを実施する企業</p>	<p>■ 2021年から2023年の3年間、適格グリーンサービス活動に関する法定所得の70%について、法人所得税が免除される。</p> <p>■ SEDA（Sustainable Energy Development Authority）による認定を受けたソーラーリース企業は、法定所得の70%について法人所得税が10年間免除される。</p> <p>■ 適用を受けるためには、2023年12月31日までにMIDAが申請を受理する必要がある。</p>																					

法人税にかかる各種優遇税制措置 (3/3)

項目	対象企業	優遇措置内容																		
<p>研究開発に対する優遇 R&D</p>	<p>一定の要件を満たすR&Dサービスを提供する企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 研究開発に対する優遇措置は以下の通りである。なお、MIDAへの申請・承認が必要となる。 <table border="1" data-bbox="928 386 1935 519"> <thead> <tr> <th>対象企業</th> <th>対象となる金額</th> <th>控除限度額</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R&D会社</td> <td>適格資本的支出の全額</td> <td>法定所得の70%</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>受託R&D会社</td> <td colspan="3">上記と同様又は5年間の法定所得全額の免税</td> </tr> </tbody> </table> ■ 自社の研究開発の場合には以下の優遇措置を受けることができる。 <table border="1" data-bbox="928 579 1935 669"> <thead> <tr> <th>優遇税率適用期間</th> <th>対象となる金額</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年間</td> <td>研究資本的支出の50%</td> <td>法定所得の70%</td> </tr> </tbody> </table> ■ また、当局の承認を受けた研究開発費については、1事業年度にマレーシア国外で発生した研究開発費の割合が30%以下の場合には二重控除が認められる（上記R&D会社が投資税額控除を受けている場合を除く）。 	対象企業	対象となる金額	控除限度額	対象期間	R&D会社	適格資本的支出の全額	法定所得の70%	10年	受託R&D会社	上記と同様又は5年間の法定所得全額の免税			優遇税率適用期間	対象となる金額	控除限度額	10年間	研究資本的支出の50%	法定所得の70%
対象企業	対象となる金額	控除限度額	対象期間																	
R&D会社	適格資本的支出の全額	法定所得の70%	10年																	
受託R&D会社	上記と同様又は5年間の法定所得全額の免税																			
優遇税率適用期間	対象となる金額	控除限度額																		
10年間	研究資本的支出の50%	法定所得の70%																		
<p>マレーシアデジタルステータス Malaysian Digital (MD) status</p>	<p>マレーシアデジタル（MD）の推進に係る活動に参加又は活動を実施した企業にMDステータスが付与される</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2016年会社法に基づいて設立され、MDとして承認された活動を提案又は実行した企業に付与されるMDステータスは、従前のMSC（Multimedia Super Corridor）ステータスに相当するものである。 ■ MDステータス企業に対するインセンティブは、発表に向けて検討中である。 ■ 現在の「パイオニアステータス」を付与されている企業はそのステータスが維持される。つまり、法定所得に対する5年間の免税、一定の条件を満たす場合には10年への延長等である。 ■ MDステータスが付与された企業は、マレーシア国内であればどこでもMDとして承認された活動を実施することができる。 																		

PE課税—PE類型

PEの種類

支店PE

- ① 事業の管理の場所
- ② 支店
- ③ 事務所
- ④ 工場
- ⑤ 作業場
- ⑥ 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



代理人PE

- 独立した地位を持つ者を除き、企業を代表して活動し、
①企業の名において契約する権限を有する者で、当該権限を反復して行使する代理人
②①のような権限を有しないが、企業に代わって定期的に引き渡す代理人



建設PE

- 6カ月を超える期間存続する建設工事現場、建設もしくは据付工事又はこれらに関連する監督活動



マレーシアのPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

MLI条約の署名：

日本：2019年1月1日に発効

マレーシア：2021年6月1日発効

（源泉徴収による租税は2022年1月1日以後の課税事象から、その他の租税は2021年12月1日以後開始課税期間から適用）

PEに関連するMLI条約の規定の適用：

第12条 問屋契約及びこれらに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避

第13条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避

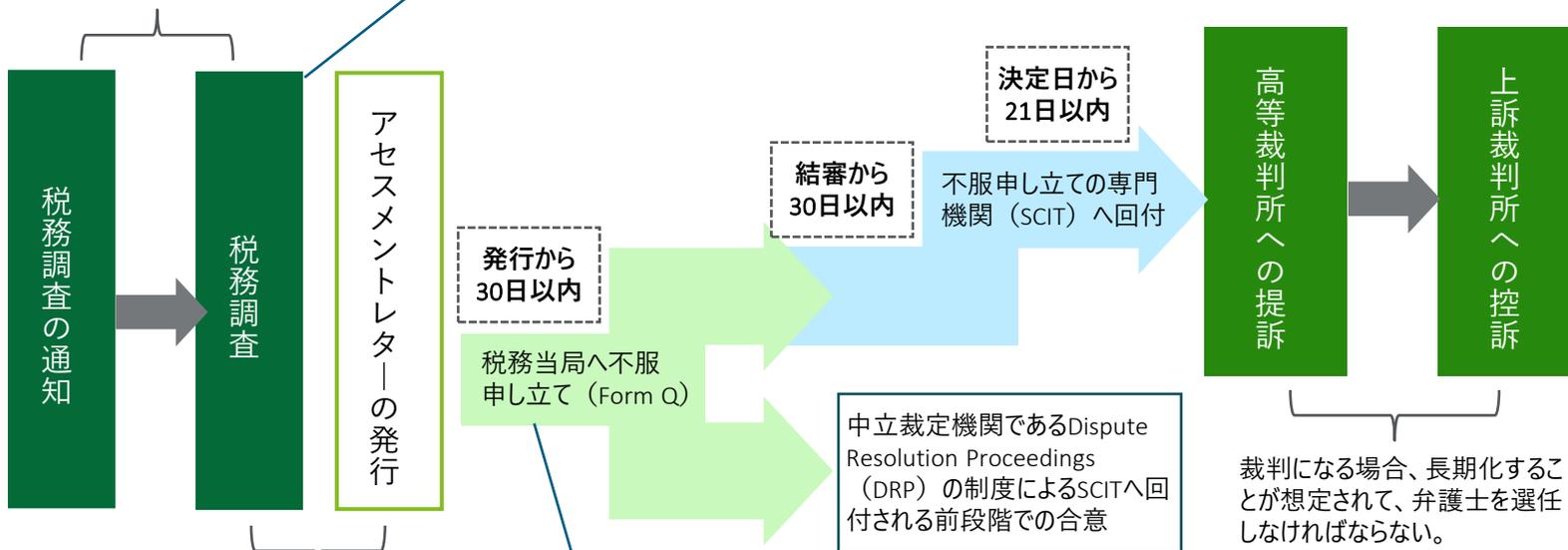
第15条 企業と密接に関連する者の定義

税務調査及び異議申立て・税務訴訟

税務当局への不服申し立ての次のステップとして不服申し立ての専門機関（SCIT）へ回付する他、中立裁定機関であるDRPの制度による合意がある。

遡及期間5年、移転価格に関する場合は7年
(ただし、仮装隠蔽等による不履行の場合を除く)

- 調査対象法人はコンピュータシステム等で抽出される。
- 主な税目は法人税（移転価格税制を含む）及び源泉税。
- 売上税・サービス税は関税局の管轄。



通常、アセスメントレター発行前に、Findings/Proposed Tax Adjustments を税務当局から入手する。14日間の反証期間が与えられる。

- アセスメントに不服の場合、30日以内に追徴・ペナルティを支払うとともに、Form Qを提出する。
- Form Qの受理から12か月（+6か月の延長可）以内に審議。

■ 税務当局の名称：内国歳入庁（Inland Revenue Board of Malaysia; IRB）

<https://www.hasil.gov.my/en/>

ホットトピックス（1/3）

優遇措置を提供している場合で、仮に優遇措置の適用要件の一部を満たせない見込みとなった場合には当局に事前に相談することが必要となる。

01

優遇措置の適用企業への精査
（投資税額控除、再投資控除、
パイオニアステータスなど）

論点

- マレーシア当局は、優遇措置を適用している納税者を精査し、各優遇措置の適用のための条件について、ガイドラインに従って満たされているかを確認する傾向がある。
- 優遇措置のうち事前申請に伴って適用することとなるものについては、**後日適用要件のうち一部が満たせない**ということが起こりうる。自己点検により継続的に各種要件を満たしているか確認が必要である。

02

関係会社に対する無利息貸付

論点

- マレーシア当局は、関連者間の金利が独立企業間価格でない場合に、**移転価格の調整を行うことがある。**
- The Income Tax（Transfer Pricing） Rules 2012は、関連者間で対価の有無に関わらず直接・間接的に行う資金援助について、**独立企業間価格となる金利を適用することを求めている。**資金援助とは、貸付、企業間信用取引、担保又は保証の適用を含むものと定義される。

ホットトピックス（2/3）

納税額に不足が生じて、特別任意開示制度に基づく開示が認められた場合、罰金が全額免除されることとなる。

03

特別任意開示制度 2.0（SVDP）
（Special Voluntary Disclosure Program 2.0）

改正

- 現在、マレーシアでは内国歳入庁及び関税局の管轄のもとで、2023年6月6日から2024年5月31日まで任意開示制度が再導入されている。この制度は、税務コンプライアンスのレベルを向上させ、政府の収益基盤を拡大することが目的とされている。
 - 納税者が自発的に開示した不足税額については、この制度によって罰金が全額免除（0%の課徴金）され、SVDPが適用された事業年度は税務調査の対象とされない。
 - 任意開示制度は、無申告又は過少申告されている所得、過少申告又は損金不算入となる費用、過大な救済措置又は控除、減価償却費に相当する capital allowances、不動産譲渡益課税の対象となる資産（不動産又は不動産化体法人の株式）の処分、契約書等の課税文書に係る印紙税の遅延、間接税に係る記入漏れ又は誤り等が対象となる。
 - SVDPの適用がマレーシア内国歳入庁に認められるのは、追徴税が生じる場合のみであることに留意が必要。

ホットトピックス (3/3)

デジタル化目的で電子インボイスの義務化が予定されており、売上高別に異なる導入日に向けた対応が必要となる。

04

電子インボイス

論点

- デジタル化の一環として、2024年より導入される。
 - 電子インボイス制度により、システムの間で送受信される取引データについて電子形式によるインボイスの発行及び受領が可能となる。採用が予定される「ハードクリアランス」方式においては、電子インボイスの正式な発行に先立ち、マレーシア内国歳入庁のクラウドシステムを経由して電子インボイスデータを送信する必要がある。
 - すべての個人および法人は、電子インボイスの要件に準拠する必要がある。この法令のもとでの「法人」の定義は広く、信託、組合、協会、協同組合なども含まれる。対象となる取引は、企業間取引（B2B）、企業政府間（取引B2G）、企業消費者間取引（B2C）である。
 - 電子インボイス制度は段階的な義務化が予定されており、まず2024年6月から売上高1億MYRを超える企業グループ、次に2025年1月から売上高5,000万MYRを超える企業グループが対象となる。その後、義務化の対象が2026年1月から売上高2,500万MYRを超える企業グループに拡大され、最終的に2027年1月からすべての企業に義務化される予定である。
 - 現在、マレーシア内国歳入庁は、電子インボイスに関するガイドラインのみを発表しており、法令としての電子インボイスの要件の公開が待たれている。
 - 義務化の基準に該当する企業グループは、施行日までに制度に準拠した運用を目指す対応が必要となる。運用開始前に、システムの準備状況、電子インボイスを運用するためのリソースの利用可否などを評価する必要がある。

Pillar 2 の法制化状況について

マレーシアでは、2024年にQDMTT施行が発表されているが、具体的な法令は未公開であるため、引き続き注視する必要がある。

項目	施行日	適用初年度	詳細
全体的な法制化の状況			<ul style="list-style-type: none">■ マレーシアでは、適格国内ミニマムトップアップ課税制度（QDMTT）を2024年に施行することで、BEPS 2.0 Pillar 2（すなわち、グローバル・ミニマム課税）の導入を発表しているが、マレーシア政府は、これに関して個別の法令や通達は公開していない■ マレーシアは、OECDのPillar 2モデルルールに準拠する。
IIR (Income Inclusion Rule)	—	—	
QDMTT (Qualified Domestic Minimum Top up Tax)	2024年と発表されている	—	
UTPR (Undertaxed Payments Rule)	—	—	

マレーシアの移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要

01

移転価格税制導入時期

2003年7月にTP Guidelinesが公表された。2012年5月にIncome Tax (Transfer Pricing) Rules 2012（以下「TP Rules 2012」）が施行された。TP Rules 2012は2009年1月1日まで遡及して適用された。

2023年5月にIncome Tax (Transfer Pricing) Rules 2023（以下「TP Rules 2023」）が施行され、2023賦課年度から適用される。

02

関連者の定義

関連者とは、(a) 一方が他方を支配している関係 (b) 親戚である個人の関係 (c) 同一の者に支配される者の間の関係とされる（Income Tax Act 1967のSection 140A(5)）。「支配」する者とは、(a) 会社運営に関し直接間接に支配し得る者 (b) 過半数の株式を保有する者、または過半数の配当を受取る者 (c) 会社清算時に過半数の残余財産を受取る者とされる（Income Tax Act 1967のSection 139(1)）。さらに、20%以上の株式を保有し、かつ無形資産または事業活動を通じて影響を与える、または1人以上の取締役を任命できる者とされる（Income Tax Act 1967のSection 140A(5A)）。

03

移転価格調査の時効

移転価格調査の時効は7年である（Income Tax Act 1967のSection 91(5)）

04

独立企業間価格の算定方法（TP Guidelinesの3.1、TP Rules 2023の6）

（棚卸資産取引）

- CUP/CP/RP/PS/TNMM/その他の方法が認められ、最も適切な移転価格算定方法を選択することが求められるただし、**実務上はInland Revenue Board of Malaysia（以下「IRB」）はTNMMあるいはCUPを好む傾向にある**

（無形資産取引）

- CUP/CP/RP/PS/TNMM/その他の方法が認められ、最も適切な移転価格算定方法を選択することが求められる

- **ただし、実務上はIRBはCUPを好む傾向にある。**

（役務提供取引）

- CUP/CP/RP/PS/TNMM/その他の方法が認められ、最も適切な移転価格算定方法を選択することが求められる

- **ただし、実務上はIRBはTNMMあるいはCUPを好む傾向にある**

（資金貸借取引）

- CUP/CP/RP/PS/TNMM/その他の方法が認められ、最も適切な移転価格算定方法を選択することが求められる

- **ただし、実務上はIRBはCUPを好む傾向にある**

05

日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との租税条約の有無：**あり**（発効日：1999年12月31日）

- 実務上の適用可能性：**あり**（日本－マレーシア間の相互協議は通常年1回程度実施される）

LF/MFの概要

ローカルファイル (LF) の概要

①作成義務対象者

- TP Rules 2023の4(1)にて、**関連者間取引を行う者は移転価格文書を作成しなければならないと規定されている。**
- なお、マレーシアにおいて、移転価格文書作成義務は2009年に施行されており、移転価格文書の内容についてはTP Rules 2023の4(2)およびTP Guidelines 2012の11.2.4にて定められている。

②作成期限

- **税務申告時に移転価格文書の作成義務有無を申告する。作成義務ありと申告した場合、納税者は税務申告時までに移転価格文書を作成していなければならない (TP Rules 2023の4(1))。**

③提出期限

- マレーシア内国歳入庁 (IRB) から移転価格文書の提出指示を受けた場合、**会社はIRBの指示があった日から14日以内に移転価格文書を提出しなければならない (TP Guidelines 2012の11.2.3およびTP Rules 2023の5(3))。**

④作成言語

- **マレーシア語または英語。**移転価格文書がマレーシア語または英語以外の言語で作成されている場合は、マレーシア語または英語に翻訳した移転価格文書をIRBに提出しなければならない (TP Guidelines 2012の11.2.8)。

⑤罰則

- 移転価格文書を期限までに提出できない場合、**1年度あたり2万MYRから最大10万MYRの罰金、および／または6か月以下の禁固の罰則が規定されている (Income Tax Act 1967のSection 113B)。**

マスターファイル (MF) の概要

①作成義務対象者

- **CbCR提出義務を有する納税者 (TP Guidelines 2012の11.2.5)**

②作成／提出期限

- **税務当局の要求から14日以内に提出 (TP Guidelines 2012の11.2.3、11.2.5およびTP Rules 2023の5(3))**

国別報告書の概要

国別報告書 (CbCR) の概要

①作成義務対象者

- 最終事業会社とその所在国において国別報告書の提出義務がない場合、直前会計年度連結総収入3,000百万MYR以上の多国籍企業グループでマレーシアに所在する構成会社等および、多国籍グループによって代理提出者に指定された法人は、国別報告書を提出しなければならない（CbCR Rules 2016の5(2)）。

②提出期限／作成期限

- 会計年度終了から12か月以内（CbCR Rules 2016の7）

③罰則

- 国別報告書の提出を怠った場合、または報告の内容に誤りがあった場合は、2万MYRから最大10万MYRの罰金、および／または6か月以下の禁固の罰則が規定されている（Income Tax Act 1967のSection 112A(1)および113A）。

④国別報告書に係る通知書（Notification）の要否

- マレーシア所在の構成会社等が国別報告書の提出を行わない場合は、報告対象年度の最終日までにDirector Generalに対して書面で通知を行わなければならない（2020賦課年度まで）。2021賦課年度以後は税務申告書を通じて通知を行う。税務申告書の提出期限は会社の事業年度末日から7か月後である。
- 通知を行わなかった会社は2万MYRから最大10万MYRの罰金、および／または6か月以下の禁固の罰則が科される（Income Tax Act 1967のSection 113A）。

最近の移転価格調査におけるトピックス

01

現地側課税事例の
傾向

論点

- 2023年5月にIncome Tax (Transfer Pricing) Rules 2023が施行され、2023賦課年度から適用となった。
- LFの完成日を記載することが求められる（TP Rules 2023の4(2)(e)）
- 独立企業間価格レンジはIRBが容認する比較対象企業データの37.5 – 62.5パーセントイルの範囲とされた。範囲を下回る場合、中央値まで調整される。また範囲内であっても、特別な状況下では中央値またはそれ以上まで調整され得る。
- TP Rules 2023のSchedule 1で、TP Guidelinesに規定されるMF記載項目と同様のグループ情報をLFにも記載することが求められる。

02

対応方法についての
助言

論点

- LF完成日記載が求められるが、作成期限は税務申告日なので完成日はそれ以前でなければならない。かなりタイトなLF作成スケジュールとなるため、計画的に作成を行うこと。
- Schedule 1ではMF同様の広範なグループ情報記載が求められ、負担増となる。MFを事前に共有するなど、計画的に作成を行うこと。
- 移転価格調査の時効は7年であり、IRBは調査に積極的であることから、**確実に移転価格文書を作成しておくこと。**
- 繰越欠損金の存在や優遇税制によって結果として追徴税額が発生しなくても、**移転価格調整があればサーチャージは課されるため、移転価格文書は作成しておくこと。**
- 税務申告時に移転価格文書作成義務の有無を申告する必要があり、**申告期限までに高品質な同時文書を作成すること。**
- IRBから移転価格文書提出要求があった際に、期限までに提出できない場合の罰則が2021年1月1日より強化されたため、**指定された期限までに提出すること。**
- 関連者間取引の**契約内容と実態が一致していること、商慣行として合理的であること。**

移転価格税制の動向（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）

<p>税務当局における税務調査の状況の変化</p>	<ul style="list-style-type: none">■ COVID-19により税収への影響を受けており、税収予算を達成するために積極的な調査・課税が行われていることが窺える。■ 2021年1月1日より、移転価格文書を期限までに提出しないことに対する罰則が強化され、また、サーチャージも導入されたため、IRBは移転価格文書提出要請通知を積極的に納税者に送付している。IRBの移転価格専門支局のみならず、査察担当支局や地方支局も移転価格文書提出要請通知を納税者に送付し、移転価格調査を行っている。■ ロックダウンによりIRBの調査のスピードが遅くなっていたが、調査自体は進められていた。現在再び積極的に調査を行っている。納税者との面談はオンラインで行われることが多い。
<p>APA審査・協議対応の変化</p>	<ul style="list-style-type: none">■ COVID-19の影響を大きく受けていない企業は、新規APA申請を行うことができる。COVID-19の影響を大きく受けている企業については、現在は新規APA申請を受け付けていない。■ 申請済みのAPAについては、COVID-19の影響が不透明な状況にあるため、納税者のみの判断による大きな変更は認めていない。ただし、確認対象取引への影響を考慮して、IRBは累積年度検証やAPA期間最終年度における補償調整の検討を行う場合がある。なお、各事案により状況が異なるため、IRBは案件ごとに判断を行っており、さらに相手国税務当局と交渉・合意も必要となる。■ 合意済みのAPAについては、納税者は合意文書に記載されている重要な前提条件を遵守しなければならない。COVID-19のため重要な前提条件の充足が困難となった場合はAPAの改訂や取消も可能である。APAの改訂や取消の手続きは、APAガイドライン2012の29及び30に基づく（TP Rules 2023の17,18,19）。
<p>現地当局が容認するCOVID-19への対応措置（比較可能性の検討、特殊要因の検討、その他の取扱いの検討等）</p>	<ul style="list-style-type: none">■ IRBはCOVID-19への対応措置について特にガイドラインを公表していない。なお、口頭ベースでは、業界分析、サプライチェーン/グループ全体の分析、COVID前後での分析等を通じてその影響が実証的に説明できれば、個別に考慮するとしている。

移転価格税制の動向（その他特筆すべき事項）

その他特筆すべき事項

税務当局における税務調査の状況の変化

- 2023年5月にIncome Tax (Transfer Pricing) Rules 2023が施行され、2023賦課年度から適用となった。
- LF完成日記載を求めることで同時文書化義務の徹底を図る。
- MF同様のグループ情報の記載等、より詳細なLF作成を求めている。
- 独立企業間価格レンジを法的に明文化（以前は実務上で四分位法の25 – 75パーセントイル）

APA審査・協議対応の変化

- 2023年5月にIncome Tax (Advance Pricing Arrangement) Rules 2023が施行された。
- APAは引続き課税対象かつ課税所得がある会社のみが申請でき、対象は国外関連者との取引のみ。
- 相手国と租税条約がある場合、およびマレーシア納税者が恒久的施設(PE)の場合、二国間/多国間APAのみ申請できる。相手国と租税条約がない場合、国内APAのみ申請できる（以前は特に制限なし）
- ロールバックは二国間/多国間APAでのみ認められ、条件つきで対象年度直前3年までとする（以前は実務上3 – 5年）

BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 (税務当局内)

マレーシア当局内において柱1利益Bの議論は2023年10月時点で行われていない

BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 (日系企業内)

日系企業のマレーシア法人において柱1利益Bの議論は2023年10月時点で行われていない

お問い合わせ

運営受託：デロイトトーマツ税理士法人

email : info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2023年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301